昭和61年　第996号
3月30日

市報
にいがた

市の人口
人口　467,569(−297)
男　227,786(−268)
女　239,783(−29)
世帯数　152,396(−301)
2月末現在

発行日　毎週日曜日
発行所　新潟市役所
新潟市西堀通6番町
866
電話(28)1000
編集　企画部広報課
印刷所　㈱第一印刷所

教育相談センターオープン

☎「いじめSOS」も開設

いじめや非行、登校拒否などの問題に総合的に対応し解決を図るため、市では、今まで三カ所に分散していた相談指導部門を移転統合、四月一日から「教育相談センター」（通称）を新設します。この相談窓口の一本化により各機関の連携が強化されるのをはじめ、問題行動のある児童・生徒を受け入れて直接指導するガイダンスルームの設置、電話相談「いじめSOS」の開設、学校などへの巡回訪問、大学との協力による研究機能の強化などで、親や子供たちが気軽に相談できる体制が整い、学校や教師からの問い合わせにも応じられる教育相談のシンクタンクになることが期待されています。

「元気で明るい子に」が、すべての親の願いです

教育相談センターは、青少年補導センター、総合教育センター相談部門、学校指導課の指導部門を移転統合、開公ビル（上大川前通八）の一、二階に相談室やプレイルームなどを配置しオープンします。相談指導のスタッフは十二人で、これに心理学などを専攻する新大教官、精神科医ら五人が適宜応援します。

教育相談センターでは今までの街頭補導や相談のほか、新たに「ガイダンスルーム」が設けられます。ここへ、学校生活に適応できない児童・生徒を一定の期間通わせ、相談、作業学習、スポーツ活動、学力補充など、直接に指導を行いながら社会性や情操を高め、学校に復帰させるというものです。

このような相談と同時に児童・生徒への直接指導を行う場は、全国的にも例がないものです。

教育相談センター案内図

お気軽にご相談下さい

また、深刻な社会問題となっているいじめの対策として電話相談「いじめSOS」を開設し、いじめで苦しむ児童・生徒本人や保護者のSOSをキャッチします。

同センターでは学校や家庭と連携を図りながら、センターの機能をフルに生かし、児童・生徒の立ち直りを援助していきます。教育についてのご相談は、何でもお気軽にセンターへお電話下さい。

教育相談（同センター（☎22−八六〇〇）へ相談日をご予約下さい。

「いじめSOS」☎22−一〇一〇（平日の午前九時〜午後四時。ただし、土曜日は午前十一時まで）

文化財めぐり③

「奉納模型和船」「難船彫刻絵馬」

西厩島町の金刀比羅（ことひら）神社に奉納されている模型の和船は、二十八点。幕末から明治年代にかけて日本海沿岸で活躍した北前船（きたまえぶね）の模型で、船問屋や船主たちが持船の海上安全祈願のため奉納したものです。

模型の大部分の船腹や船底、竜骨（りゅうこつ）部に記された墨書銘から、奉納年月日、船名、奉納者名などが知られ、近世後期の海運や造船技術の様子を物語る貴重な資料です。昭和四十年に国の有形民俗文化財に指定されました。

また、寄合町の金刀比羅神社の拝殿内には、荒波にもまれている船をケヤキの一枚板に浮き彫りにした「難船彫刻絵馬」が掲げられています。制作は明治三十年で、昭和五十九年に市の有形民俗文化財に指定されました。

事知県選挙

投票日は4月20日

新潟県知事選挙が四月二十日に行われます（告示日三月二十一日）。選挙は国民が直接政治に参加できる権利です。候補者の政見をよく聴き、よく考えて大切な一票を投じて下さい。

投票できる人

①日本国民で昭和四十一年四月二十一日までに生まれた人で、昨年の十二月三十一日までに本市の住民基本台帳に登録されている人。ただし、投票日の前日までにほかの市町村へ住所を移した人は投票できません。（選挙人名簿に登録されている人で、昨年の十二月三十一日以降に本市から県内のほかの市町村に住所を移した人は、その市町村長の発行する「引き続き同一県内の市町村に住所を有する旨の証明書」を提示すれば投票できます）

②県内のほかの市町村から転入し、昨年の十二月三十一日以降に転入の手続きをした人は（今まで居住していた市町村の選挙人名簿に登録されている人の場合）、新潟市長から「引き続き新潟市に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、それまで居住していた市町村の住所を有していた区域の投票所に提示をすれば投票できます。

③市内異動（転居）の場合、三月二十二日までに住民票の転居手続きをした人は、新しい住所の投票所で、三月二十三日以降に転居手続きをした人は、前の住所の投票所で投票することになります。

不在者投票

投票当日、仕事や用務で投票所に行くことができない人は、不在者投票をすることができます。

持参品　印鑑、入場券（郵送されている場合）

期間　四月十九日まで（投票日の前日まで）

時間　午前八時半から午後五時まで（土・日曜日も同じ）

場所　市役所本庁舎（西堀通六番町）、同分庁舎（一番堀通町）、各地区事務所

身障者の郵便による不在者投票

▼**郵便で不在者投票できる人**　重度の身障者で表1に該当する人は、次の書類および手続きにより郵便で投票できます。

▼**郵便投票証明書の交付申請**　郵便による不在者投票をするには、選挙管理委員会が発行する郵便投票証明書が必要です。証明書の交付申請は、選挙管理委員会に備えてある所定の申請書に本人が署名し、郵便で候補者一人の氏名を記載した証明書を添えて申請して下さい。証明書は四年間有効です。

▼**投票手続き**　①投票用紙と投票用封筒の請求　選挙期日の四日前までに、選挙管理委員会に備えてある所定の請求書に本人が署名、郵便投票証明書を提示し選挙管理委員会に請求して下さい。②投票の方法　前記の請求に基づき、選挙管理委員会から投票用紙などを郵送します。選挙人は、自宅で候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に署名をし、投票が在中する旨を明記し選挙管理委員会に郵送して下さい。

▼**注意事項**　次の署名は、心身障害による不在者投票をする人自身が行って下さい。①郵便投票証明書交付申請書の署名　②投票用紙および投票用封筒の請求の署名　③投票用封筒表面の署名

表1　郵便で不在者投票できる人

種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢または体幹の障害	一級または二級
	心臓、じん臓または呼吸器の障害	一級または二級
	両下肢または体幹の障害	特別項症から第二項症まで
	心臓、じん臓または呼吸器の障害	特別項症から第二項症まで
戦傷病者手帳	障害の種類	障害の程度

投票所の新設・変更

▼**投票所の新設**　第87投票所（南中野山小学校）

▼**投票所の名称変更**

変更前	変更後
紫竹保育園	紫竹集会所
太郎代公民館	太郎代公民館

▼**投票区の一部区域変更**　第26投票区（投票所・石山中学校）と第65投票区（投票所・中野山小学校）の一部区域が、今回の選挙から第87投票区（投票所・南中野山小学校）に変更になりました。入場券をよく見て間違いのないよう投票して下さい。

国民年金 4月から保険料が改定

国民年金の保険料が四月から改定されます。

一カ月分の保険料額は次のようになります。

定額保険料…七千四円（現行六千七百四十円）

定額・付加保険料…七千五百円（現行七千四十円）

※付加保険料については、四月から第一号被保険者で希望する人だけが納付できます。

園芸センター会場催し物

◆**庭作り相談会**
日時　四月六日午後一時〜三時

◆**つばきの盆栽展**
日時　四月四日〜六日午前九時〜午後四時半（四日のみ午後一時〜四時半まで）

〈地価公示普及月間〉不動産鑑定士による
不動産無料相談会

土地の価格を知りたい方はどうぞ。
日時　4月2日午前10時〜午後4時
会場　市役所前（西堀通六）

日本海タワー入場料改定のお願い

日本海タワーでは、入場料の一部を4月から改定します。

区分		入場料金 現在	入場料金 改定
一般	大人	200円	300円
	小人	100円	従来どおり
団体	大人	150円	200円
	小人	70円	従来どおり

市立図書館からのお知らせ

4月から図書館の開館時間が次のように変わります。
開館時間　4月1日から午前10時（開館時間は従来どおり）となります。

電話案内

市役所	…28−1000
教育委員会	…28−1000
体育課	…29−6633
野球場・テニスコートの申し込み	…66−8111
火災の場所を知りたいとき	…24−1111
市民病院	…41−5151
園芸センター	…86−1034
東保健所	…43−5311
石山地区保健センター	…86−4450
鳥屋野地区保健センター	…85−2373
北地区保健センター	…59−7332
西保健所	…66−5171
西地区保健センター	…62−3405
坂井輪地区保健センター	…60−3255
市医師会休日急患診療センター	…31−4135
県歯科医師会休日歯科診療センター	…83−3030